

# 「相続」への備え ～円満な相続につながる対策～

## 1. 「想いと違う」という状態になってしまったケース

相続人全員が納得する遺産分割を実現することは難しく、また、相続にかかる手続きの負担は想像を超えるケースがあります。

### ● 家族構成

#### ① 相続人が多数いる場合

➡ 遺産分割の話し合いがままならないこともあり、話がまとまるまでに長期間かかることも。

#### ② お子様のいない夫婦の場合

➡ たとえば、相続人が配偶者と亡くなった方の兄弟姉妹の場合、相続人全員で遺産分割協議が必要ですが、全員の合意に至るのは、簡単ではないケースもあるようです。

#### ③ おひとり様の場合

➡ たとえば、相続人不存在の場合は、遺言がなければ、原則、最終的に遺産は国庫に帰属します。

#### ④ 未成年の相続人がいる場合

➡ 遺産分割協議の際は、未成年者の「代理人」を立てる必要があります。  
親(法定代理人)が利益相反となる場合、「特別代理人」の選任を家庭裁判所に申し立てる必要があります。

## 遺言があることでスムーズに進んだケース

お互いを思い合う「想族」にするために、考えておきたい対策。

- ★遺言があれば、事前に分け方を決めておけます。  
(遺産分割協議が不要)
- ★執行者が、相続人全員に代わって、遺言内容を実現します。  
(相続事務手続きの軽減)

・遺言で遺産の**配分を事前に決めておける**ため、  
遺産の分け方について相続人全員で  
**遺産分割協議**をする**必要はありません**。

・たとえば夫婦間に子がなく、相続人が妻と、  
夫の兄弟姉妹の場合、「将来の安心のためにも、  
永年支えてくれた妻へ**すべての財産を遺したい**」  
という想いを実現できます。

・**相続人以外にも**遺すことができます。

・**遺産分割協議は不要**となります。  
したがって、遺産分割協議のために裁判所で未成年の  
**特別代理人を選任する必要がなくなります**。

## ● 財産・配分

### 5 貢献に応じて配分を調整したい場合 社会貢献のために使ってほしい場合

- ➡ 遺言がなければ、法定相続人全員で遺産分割協議を行い、法定相続割合を基本として分け方を決めることとなります。  
**想いや貢献度合いとは関係のない配分**になることも。
- ➡ たとえば医療や教育のために、将来的に財産の一部を使ってほしいと考えているけれど、元気なうちに寄付してしまうと、自分自身の将来の生活が心配になることも。

### 6 不動産を守る、事業承継する場合

- ➡ 遺言がなければ、不動産を守る人や事業の後継者へ遺したいと思っても、どの財産を誰が受け取るかは**相続人全員で協議して決める**こととなります。
- ➡ **配分のバランスに差**がでることも多く、折り合いをつけるのが難しくなることがあります。

## ● 相続事務負担

### 7 相続の手続きが面倒な場合

- ➡ 遺産分割協議は、**必ず相続人全員**で行わなければなりません。  
相続人が1人でも欠けた状態で行うと、その結果は無効となります。
- ➡ 協議の結果はあとで問題が起こらないように「**遺産分割協議書**」として**書面に残す**のが一般的です。
- ➡ 相続手続きの**負担が特定の相続人に集中**することがあります。  
また、**相続税申告や納税期限に間に合わない**こともあります。

## 遺言があることでスムーズに進んだケース

- たとえば、「配偶者や老後の面倒を看てくれている子へ、多めに配分したい」という思いに応じた**自由な割合での配分が可能**です。(ただし遺留分には配慮が必要です)
- たとえば、「社会貢献のため、遺産の一部を公共団体、公的な病院や母校等に**寄付したい**」という思いを実現できます。

- 自宅や不動産を守る人へ、事業用資産を事業の後継者へ、**指定して遺す**ことができます。
- たとえば、「今後とも家族で助け合い、仲良くいてほしい」といった思いを、遺言に「付言」という形で**メッセージを添える**こともできます。

- 遺言執行者**を指定しておけば、相続人全員に代わって**遺言の内容を実現する**ことができます。
- 遺言により事前に遺産の分割が決まっている為、**遺産分割協議書は必要ありません**。
- 遺言執行者を指定することで、**相続事務の負担軽減**になります。

## 2. 「遺言」の仕組みを利用した対策

### ●遺言がない場合とある場合（たとえば金融機関の手続きのケース）

#### 遺言がない場合

- 相続人全員で分割について話し合う必要があります。  
（遺産分割協議が**必要**）
- 相続人全員が協力して金融機関等で所定の手続きが必要となります。

#### 遺言がある場合

- 分け方は遺言者が自由に決めることができます。  
（遺産分割協議が**不要**）
- 執行者を指定しておけば、執行者が相続人に代わって相続手続きをします。



## 遺言の主な種類

### 自筆証書遺言と公正証書遺言

#### 自筆証書遺言（民法968条）

- 遺言者本人が遺言書の全文（財産目録を除く）、日付及び氏名を自書・押印ができれば、一人で作成することができます。
- 遺言者自身で作成するため費用はあまりかかりません。

#### 作成方法

- 遺言者本人の判断で適宜の方法により保管することとなります。  
（遺言書保管制度を利用すれば、法務局に預けることができます）

#### 保管方法

- 相続開始後、相続人等が家庭裁判所に検認を請求する必要があります。  
（遺言書保管制度で保管された遺言書は検認は不要です）

#### その他

#### 公正証書遺言（民法969条）

- 法律専門家である公証人の関与の下、2名以上の証人が立ち会って行う遺言で、公証人は、遺言能力や遺言の内容の有効性の確認、遺言内容についての助言等を行います。
- 財産の価額に応じた手数料がかかります。
- 遺言者が病気等で公証役場に出向けない場合は、公証人が出張して作成することができます。

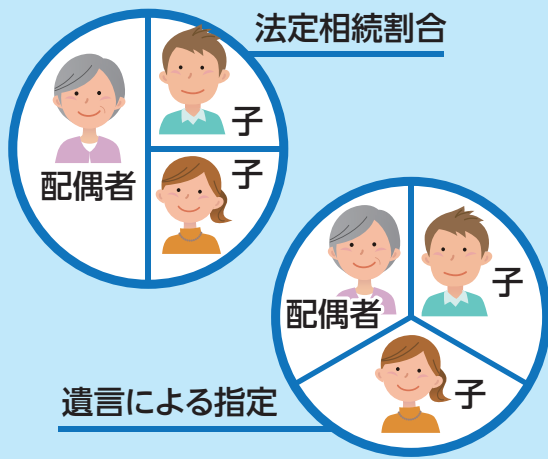
- 原本は公証役場において厳重に保管されます。

- 検認は不要です。

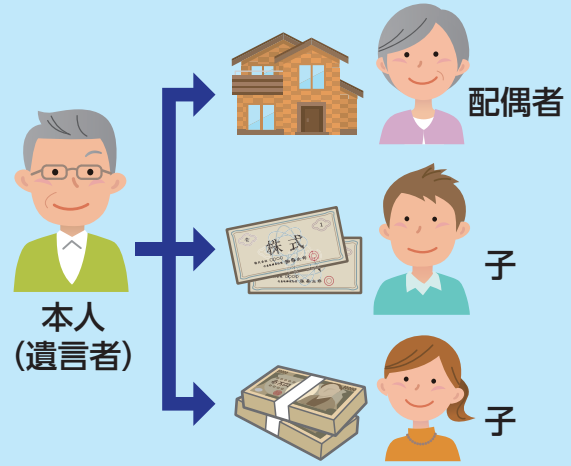
※「検認」とは相続人等に対し遺言の存在を通知するとともに、遺言書の形状や内容等を明確にし、後日の偽造・変造・隠匿・滅失等を防止し、遺言書を確実に保存する証拠保全のための手続きです。

## 遺言でできること

**1** 法定相続割合と異なる割合で分け方を決めることができます。



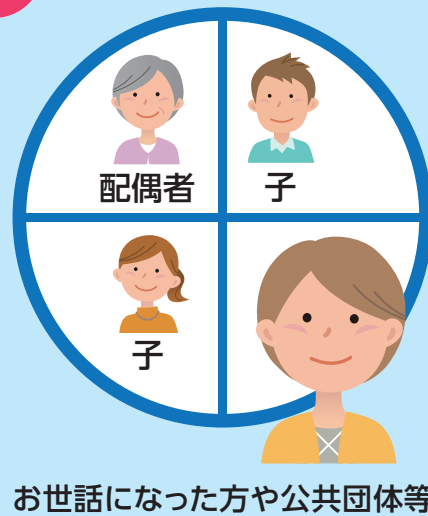
**2** 遺産を各相続人にどのような形で配分するか事前に決めることができます。



**3** 遺言執行者を指定することができます。



**4** 相続人以外にも財産を遺すことができます。



★遺言があれば、「事前に分け方を決めておける」ため、相続で大きな課題となる「遺産分割協議」をする必要がありません。  
(権利のある相続人全員での話し合いで分け方を決める手間を省略できます)

★遺言執行者が、「相続人全員に代わって」遺言の内容に沿った相続手続きを行うことができるため、相続人の負担が軽減されます。

遺言の特長を活用することで、「想い」が伝わる円満な相続につながる効果を発揮します。

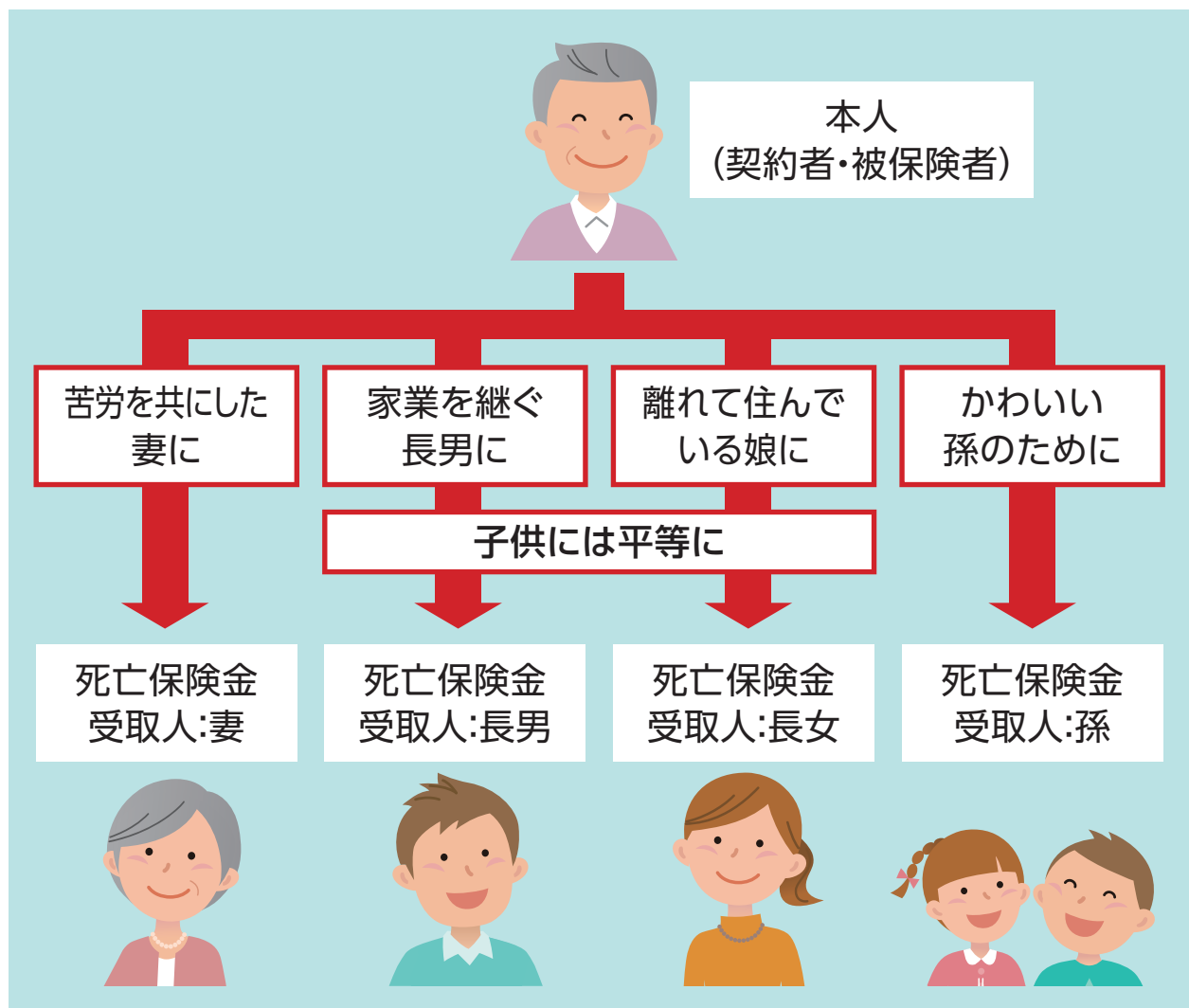
### 3. 「保険」の仕組みを利用した対策

#### 保険でできること

## ① 生命保険には死亡保険金受取人を指定する機能があります。

生命保険で遺すと、原則遺産分割協議の対象外

- 誰に遺したいかを事前に決めることができます。
- 法定相続人以外を受取人に指定することができます。\*



\*ただし、相続税の非課税枠は受取人が相続人の場合にのみ適用される為、相続税がかかる可能性があります。



## 2 速やかにお金の準備ができます。

- 保険を活用すれば、請求後5～10日で口座に振り込まれます。
- 相続人全員の手続きは必要なく、受取人だけの手続きで可能です。(保険商品による)

### 生命保険の場合 (遺産分割協議は必要ありません)

生命保険



受取人による死亡保険金の請求手続き



現金受取

## 3 相続税の非課税枠があります。

相続税法第12条 非課税枠:500万円 × 法定相続人の数  
(ただし、契約者と被保険者が同一で、受取人が相続人の場合)

### 死亡保険金を受け取った場合

生命保険の死亡保険金には一定の相続税非課税枠があります。



本人  
(契約者・被保険者)



配偶者



長男



長女

### 計算例

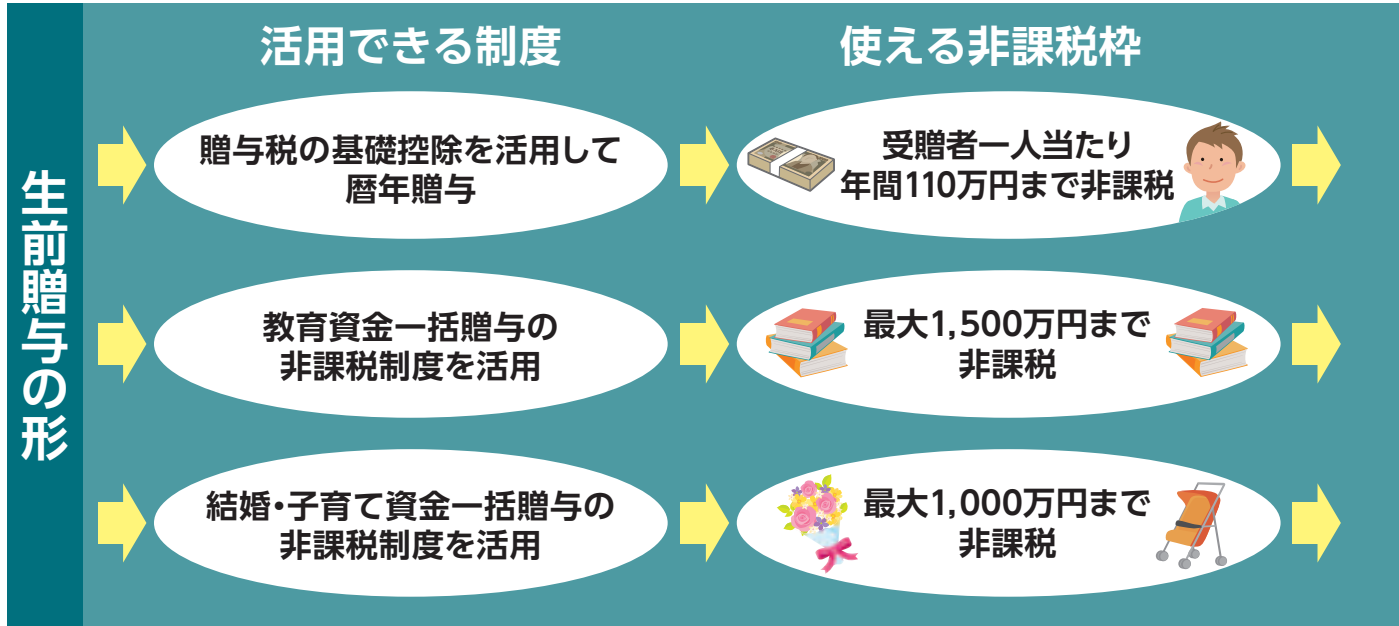
法定相続人が配偶者、長男、長女の計3人の場合

**500万円×3名=1,500万円が相続税の非課税枠**となります。



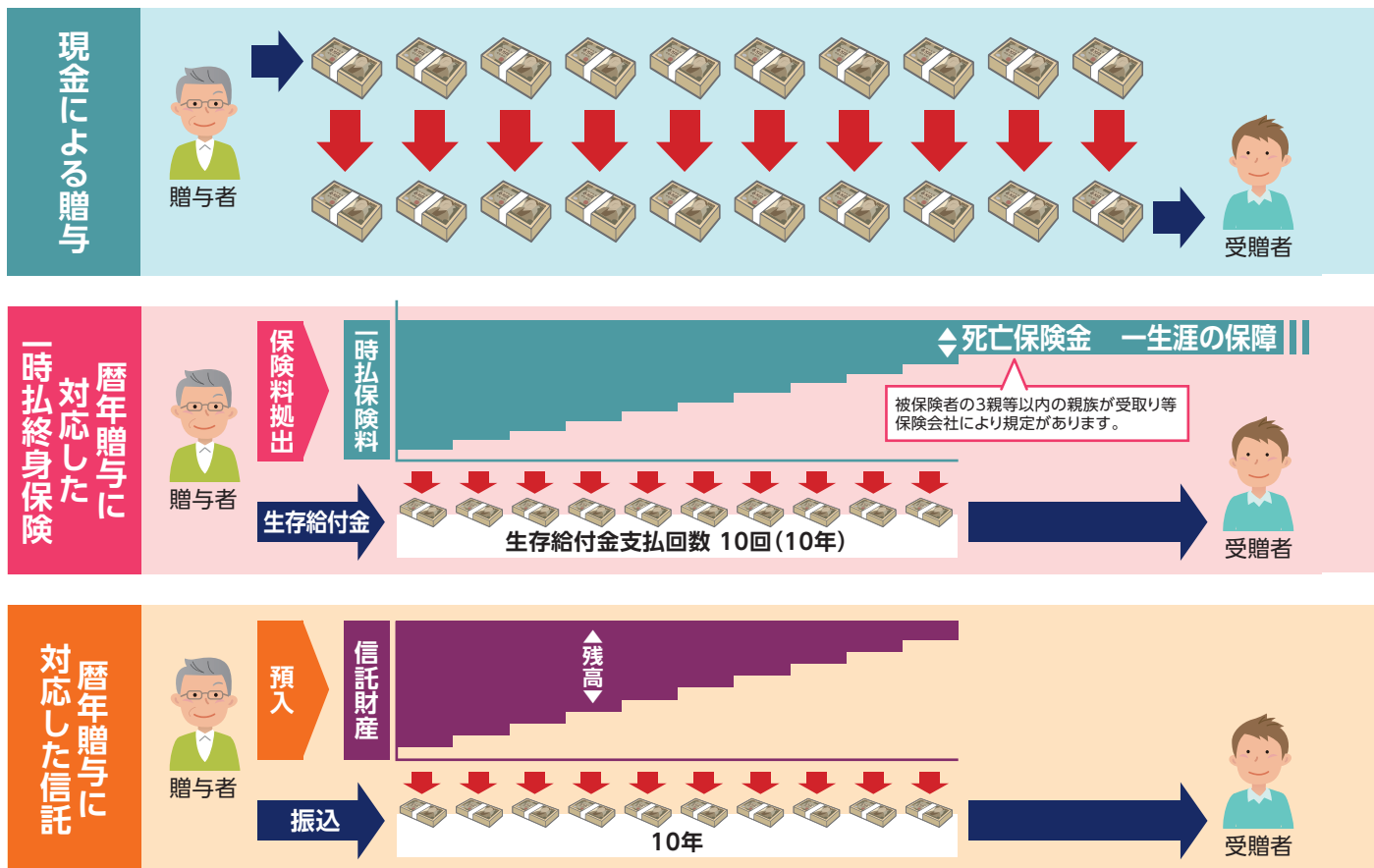
# 4. 「贈与」の仕組みを利用した対策

## 金融商品を活用した生前贈与



## 贈与の方法の比較

贈与のイメージ(暦年贈与を10年間行った場合)



上記の記載内容は一般的な金融商品について説明およびイメージを記載したもので、特定の金融商品を推奨または勧誘するものではありません。これらの金融商品にはお客さまにご負担いただく費用およびリスクがある場合があります。

生前贈与は、相続対策として有効な手段ですが、贈与の事実の証明として贈与契約書の作成や、毎年の振込手続き等、受贈者が多くなればなるほど、贈与者には大変な負荷がかかります。最近では、信託や生命保険で、暦年贈与を効果的かつ簡単に行う仕組みがあります。

「相続」について

「相続」への備え

相続税・贈与税

不動産

事業承継

参考情報

相続税・贈与税  
早見表

### 対象となる金融商品

暦年贈与に対応した  
一時払終身保険等

暦年贈与に対応した信託等

教育資金贈与信託/  
教育資金贈与専用口座等

結婚・子育て資金贈与信託/  
結婚・子育て資金贈与専用口座等

・無駄遣いを防ぎたい  
・賢く運用してほしい



### 対象となる金融商品

#### 生命保険

- 平準払終身保険
- 平準払年金保険
- 一時払終身保険等

#### 税制優遇措置がある 金融商品

- NISA
- ジュニアNISA
- つみたてNISA
- 個人型確定拠出年金 (iDeCo)等



### 特徴

贈与者が思い立った時にいつでも贈与が始められます。

状況が変わった時に贈与を中断できます。

贈与の都度、贈与の客観的な証拠を残す必要があります。

### 贈与事実を証明する方法

贈与の客観的な証拠を残すために、贈与契約書の作成が都度、必要になります。



### お客さまの手続き

ご自身が贈与の都度、贈与契約書を作成し、管理が必要。

贈与の都度、受贈者の口座への振込が必要。

贈与の客観的な証拠を明確に残すことができます。

指定した生存給付金受取人の口座に速やかに振り込まれます。

死亡保障が一生涯継続します。

**死亡保険金の非課税枠を活用することができます。**

保険会社が発行する手続き書類等が贈与の記録となるため、**贈与契約書の作成が不要、もしくは簡略化できます。**

贈与契約書の作成は不要であり、その他の**事務手続きや振込等は保険会社が行います。**

※ 贈与意思確認のために、保険会社への書類送付等が必要な場合があります。

状況が変わった時に贈与を中断できます。

贈与の客観的な証拠を明確に残すことができます。

銀行等の金融機関が発行する手続き書類等が贈与の記録となるため、**贈与契約書の作成が不要、もしくは簡略化できます。**

贈与契約書の作成は不要で、その他の**事務手続きや振込等は金融機関が行います。**

※ 贈与意思の確認のために、金融機関への書類送付等が必要な場合があります。

発生するリスクや費用等は商品によって異なりますので、詳細につきましては、お客さまご自身でお近くの取扱金融機関にご相談ください。